

## 政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和5年4月21日（金） 15時00分～15時45分
2. 場 所：第1会議室
3. 事 案 名：飯山満地区住居表示整備事業の開始について
4. 出 席 者：市長、西水副市長、杉田副市長、健康福祉局長、建設局長、  
市長公室長、企画財政部長、総務部長、秘書課長、行政経営課長、  
財政課長  
＜所管部局＞市民生活部長、自治振興課長、同課課長補佐、同課係長  
＜事務局＞政策企画課長、同課課長補佐、同課係長

### 5. 審議概要：

#### (1) 事案の論点

飯山満地区及びその周辺の住居表示整備事業を開始する。

#### (2) 説明概要

- 昭和37年に「住居表示に関する法律」が制定された事を受け、市街地を対象に、昭和39年度から平成2年度まで5カ年ごとに実施計画を策定した。
- 飯山満地区については、昭和61年度から平成2年度の間で住居表示実施予定であったが、飯山満地区土地区画整理事業が検討されていたこともあり、住居表示実施を見送ることとなった。
- 令和5年3月22日、飯山満地区住居表示推進委員会（二宮・飯山満地区町会連合会内部の組織）より、「市と協力して飯山満地区の住居表示整備事業を進めて行きたい。まずは、地域に住居表示について説明を行ってもらいたい。」との要望を受けた。
- 飯山満土地区画整理事業区域内の道路形状等が定まり、地域の要望もあることから、飯山満地区の住居表示整備事業を開始したい。
- また、既に計画区域に指定されているものの住居表示未実施となっている滝台町、七林町、習志野台四丁目（住居表示実施外）の住居表示実施、計画区域に指定されていない米ヶ崎町の一部、高根町の一部の区域追加についても併せて事業の実施を検討する必要がある。

#### (3) 質疑・意見等

- 今回の事業範囲は既に定められている計画区域内か。定められている計画区域内でないのであれば改めて議会の議決が必要なのではないか。  
(回答) 既に定められた計画区域に含まれていない区域もある。その区域は事業を実施する場合、議決が必要である。

- 市の提案と違う意見がでた場合はどのように対応するのか。  
(回答) 各町会・自治会と協議しながら範囲や進め方を検討する。
- 要望のあった二宮・飯山満地区町会連合会以外の地区連絡協議会にも、説明を丁寧にする事。

#### **(4) 審議結果**

提案どおり了承する。